

平成30年10月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成30年10月18日（木）
午前10時00分～午前10時42分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校教育課長 森田 大輔

保健給食課長 西尾 浩樹 教育センター長 吉川 弘美

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第29号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案

**議案第30号 守口市奨学資金条例施行規則及び守口市奨学生選考委員会規則を
廃止する規則案**

守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、日程第3議案第29号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案」、日程第4議案第30号「守口市奨学

資金条例施行規則及び守口市奨学生選考委員会規則を廃止する規則案」については、関連する事項であることから一括審議。

【説明要旨】

○事務局 8月教育委員会定例会において「守口市奨学資金条例を廃止する条例案について」が承認されたことから、9月守口市議会定例会に議案として提出し、ご審議をいただいた結果、9月28日開催の本会議において当該条例の廃止について議決をいただきました。当該条例の廃止に伴い、関係法令につきまして以下のとおり改正を行おうとするものでございます。

教育長に対する事務委任規則

- ・第2条について、条例廃止に伴い、第8号に定めております「奨学資金支給の基本方針に関すること」を削除します。
- ・附則において施行期日を平成31年4月1日とします。

守口市奨学資金条例施行規則及び守口市奨学生選考委員会規則

- ・条例廃止に伴い、両規則を廃止する規則を制定します。
- ・附則第1項で、施行期日につきましては平成31年4月1日とします。
- ・附則第2項において、経過措置として、返還金の回収を行うため、「守口市奨学資金条例を廃止する条例による廃止前の守口市奨学資金条例の規定により、修学上必要な奨学資金の貸付けを受けた者で、この規則の施行の際、現に当該奨学資金の返還が完了していない者については、廃止前の守口市奨学資金条例施行規則第7条及び第9条から第11条までの規定は、なおその効力を有する。」旨を定めます。

以上、まことに簡単な説明ですが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○委員 中身については問題ないと思います。ただし、書き方についてお答えください。第8項の部分が削除され、(8)のところが抜けて、(9)だったものが(8)に繰り上がるということですね。

しかし、新旧対照表には全部「略」と書いてありますが、ここに、繰り上がるということを記載しておくべきではないですか。

○事務局 平成27年度までは、委員がおっしゃるように、改め文という形で繰り上がりにつきましても記載しておりましたが、平成28年度以降、法制文書課にて府の方式を導入されましたので現在はこの形に変わっております。

○渡邊委員 文章で、後ろに繰り上がるということを一言書いておけば解りやすかろうと思います。参考意見といたします。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第31号 守口市立学校図書館基本計画（案）

【説明要旨】

○事務局 学校図書館は、学校図書館法で学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であると規定され、その発展を図ることで学校教育の充実に資するとされております。

また、近年では、学校教育の充実を一層図るため、国が平成24年度に学校図書館の整備充実に努めることを目的とした学校図書館整備5か年計画を策定し、平成29年度には新たな5か年計画が示されました。

計画には、学校図書館が備える機能の充実に向け、図書標準冊数の達成、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置が掲げられております。

これらの考え方を踏まえ、本市におきましても教育指針「めざす守口の教育」において、学習規律と言語能力の育成の項目において、図書活動を重点推進事項と位置づ

け、これまでも学校図書館の蔵書を計画的に整備するとともに、中学校区に1名の学校司書を配置するなど、その充実に向け取り組んできたところでございます。

これからの学校教育において、学校図書館は読書活動を推進する場だけではなく、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業を通して活用されることにより、言語活動や探求活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されていることから、学校図書館の現状と課題を明確にし、その充実と発展、整備を計画的に推進するための指針として、本基本計画を策定しようとするものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず、1ページには、ただいま説明させていただきました本基本計画策定の背景・趣旨及びその役割について示しております。

2ページには、本基本計画に関連する3つの計画を記載しております。

3ページには、学校図書館が備える3つの機能である、読書センターとしての機能、学習センターとしての機能、情報センターとしての機能について示しております。

4ページからは、学校図書館の現状と課題について示しております。

参考資料として、5ページには市立学校の学校図書館面積を記載しております。

続いて、6ページ、(2)学校図書館の図書資料について、課題と現状を示しております。

7ページ、(3)学校図書館資料の管理につきましては、今後、市立学校全体の蔵書を一元管理し学校図書館同士のネットワークを構築するなど、電子化に早急に取り組む必要があることを示しております。

8ページ、(4)学校間・その他図書施設との連携については、より一層の学習展開に向け、市立学校全体及びその他図書施設との連携を推進するために、学校図書館の電子化と、実際に本をやりとりできる物流システムを作る必要があることを示しております。

続いて、9 ページからは、2、学校図書館の管理・運営体制について記載しております。

(1) 司書教諭の役割と活動の場につきましては、学校図書館の運営と活用の中心的な役割を担う司書教諭が、司書以外の校務を兼務していることから、本来の役割を十分に果たすことができない現状を示しております。

(2) 学校司書の役割と活動の場につきましては、本市の学校司書は中学校区に原則1名の配置であり、1校当たりの勤務時間も限られてしまうため、児童生徒が学校図書館を利用する際に常時対応できる状況ではないなど、教職員や児童生徒への支援が十分とはいえないことから、今後、学校司書の業務の明確化や必要に応じた増員など、司書教諭と学校司書が連携して業務に取り組めるようにする必要があることを示しております。

10 ページ、(3) 図書ボランティアの役割と活動の場につきましては、本の読み聞かせや蔵書整理、学校図書館の開放などの御協力をいただいている図書ボランティアは、年度ごとに人の入れ替わりがあるため、活動の継続性や、学校によっては人員確保に課題があることから、今後、開放時間の拡充を始め、子どもとボランティアの交流を図る場として、より多くの図書ボランティアの募集を行っていく必要性を示しております。

(4) 図書委員会につきましては、特色ある活動を行っている学校の取組事例を掲載するとともに、小学校等においては安全面の確保等の理由から、児童だけの活動が制限される場合がある現状を示しております。

続いて、11 ページからは、学校図書館の利活用について記載しております。

(1) 学校図書館の利用指導計画につきましては、現在、各校における年間利用指導計画の多くは読書活動に向けた具体的な取組みが示されておりますが、具体的には示されておらず、授業を行う教員の判断に委ねられています。そのため、今後の授業改善において、学校図書館を積極的かつ計画的に活用推進する具体的な利用指導計画

に見直す必要があることを示していくことが必要となります。

(2) 学校図書館に関わる学校と外部人材との連携につきまして、学校図書館は主に担当教員が中心となって運営している現状があります。今後は、児童生徒や教職員のニーズに対して、より一層柔軟に対応できるよう、それぞれの役割を十分生かした年間計画の企画・立案及び組織的な学校図書館の運営が図られることが必要です。そのために、学校・教育委員会がそれぞれ努力する必要があることを示しております。

12 ページ、(3) 開館時間につきましては、現在、守口市立学校においては、毎日開館できているのが、小学校等で6校、中学校で6校となっております。今後は、全ての学校で毎日開館等が実施できるよう、人的支援や学校図書館の魅力を高める取組みなど、学校、学校司書、図書ボランティア、図書委員会が連携してアプローチしていく必要があることを示しております。

13 ページからは、これからの学校図書館について記載しております。ここでは、現状整理において問題点が明らかとなった施設及び制度面の整備指針と、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」それぞれの機能強化に向けた指針を定めております。

合計18項目の指針を掲げ、学校図書館の機能強化に向けて、計画的に取組みを進めてまいりたいと考えております。なお、本基本計画の最後には、参考資料としまして市立学校図書館ネットワークの構築及び学校図書館の組織的な運営について図で示しております。

以上、守口市立学校図書館基本計画(案)の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 利用率の向上を目指したいということが感じられますが、現状を教えてくださいませんか。

○事務局 学校図書館の利用率につきましては、年々向上しております。学校司書

の働きかけや、図書ボランティアの協力によりまして、利用する児童の人数等につきましても、毎月報告をいただいているところで、各校で差はありますが、昨年度と比較しましても現段階で向上しております。

○委員 特定の児童・生徒がよく行くと、その回数が増えるというのも利用率の向上です。しかし、全く利用しない人を利用するように導くのも大事だと思います。そういった児童・生徒の割合は把握されていますか。

○事務局 今のところ人数の把握にとどまっております。例えば、全児童・生徒の名簿で管理している学校もございますが、来ていない児童・生徒というところまでは把握できておりません。

○委員 司書とか環境の整備ももちろん大事ですが、ぜひ、具体的な誘いをかける施策を検討していただければと思います。

○委員 参考までに教えていただきたいのですが、司書教諭、学校司書、図書ボランティア、現状でどれぐらいの方がおられるのか、把握しておられる範囲で教えてください。

○事務局 司書教諭につきましては、資格をお持ちの方が小学校等で45人、中学校等で13人となっております。

学校司書につきましては、原則中学校区に1名の配置になっておりますが、現在、10名でございます。

大変申しわけございませんが、図書ボランティアにつきましては、確認して後ほど報告させていただきます。

○委員 図書館ネットワークについて、本の相互利用は、やはり蔵書をデータベース化しないと少し難しいと感じます。

小学校は6年生までいるので、どうしても本の傷みが早いのですが、中学校を見ると、すごくきれいに使っているので、中学校の本を借りられたらいいとは思いますが、現状なかなかそれが実現していません。ぜひ、このイメージ図のように実現出来るよ

うに期待しています。

○上記の質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

報告第4号 守口市教育委員会事務局職員の任命について

【説明要旨】

○事務局 本年4月に教育委員会事務局に新規職員として仮配属されました事務職員について、地方公務員法第22条第1項の規定に基づく条件付き採用期間6カ月を良好な成績で勤務したことに伴い、正式採用されました。

教育委員会事務局の職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号に基づく教育委員会の決定事項でございますが、平成30年10月1日に人事異動が発令されたことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により教育長が臨時に代理して決定し、平成30年10月1日付で辞令を発令いたしました。

以上、報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしく願いいたします。

【審議状況】

○原案通り承認。